

青森県看護師等養成所の指定申請等に関する要綱

青森県健康福祉部医療薬務課の所管する養成所の指定等に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭24年文部／厚生／省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

なお、養成所とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第2号、第20条第2号若しくは第21条第3号の規定に基づき青森県知事（以下「県知事」という。）が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）又は法第22条第2号の規定に基づき県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）をさす。

1 一般的事項

- (1) 養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とする。
- (2) 養成所の指定は、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所について、養成所ごとに行う。

このため、養成所に新たな養成所を併設する場合又は併設している養成所を廃止する場合は、当該養成所の指定又は廃止を行うものとする。

なお、これらの場合においては、必要に応じ、指定申請又は廃止申請に併せて学則の変更承認申請又は届出を行う。
- (3) 看護師養成所3年課程及び看護師養成所2年課程について、一方を設置していたところ他方を併設する場合、一方から他方に変更する場合又は両方を設置していたところ一方を廃止する場合においては、課程変更による学則変更承認申請を行う。

なお、全日制、定時制又は通信制で教育を行う場合にはそれぞれ一つの課程として、その設置に当たっては学則変更承認申請を行う。
- (4) 新たに保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、両方の指定申請を同時に行う。
- (5) 看護師養成所について、その全部を保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成に変更する場合においては、保健師（又は助産師）養成所として指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則（修業年限及び教育課程）の変更承認申請を行う。
- (6) 看護師養成所が、既設の看護師養成所を残し、これとは別に新たに保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、保健師（又は助産師）養成所の指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則（統合カリキュラム分の修業年限、教育課程及び入所定員）の変更承認申請を行う。
- (7) 養成所の設置者を変更する場合（設置者を医療法人から学校法人とする場合など。）は、指定取消しの申請を行った上で新たに養成所の指定申請を行う。

2 指定申請に関する事項

(1) 養成所設置計画書の提出

法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号又は第22条第2号の規定に基づく養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに、養成所設置計画書を、県知事に提出すること。

なお、養成所の設置者のみを変更する場合は、養成所設置計画書を提出する必要はない。

(2) 養成所指定申請書の提出

審査により設置計画の承認を受けた者は、(1)の養成所の指定に係る令第12条の申請書を、開設しようとする年の前年の7月末日までに、正本一通と副本一通を県知事に提出すること。養成所の設置者のみの変更であるため養成所設置計画書を提出しない者も、同様であること。

(3) 養成所設置計画書及び指定申請書の様式及び添付資料については別表によること。

3 養成所の変更承認申請に関する事項

(1) 養成所の設置等計画に係る審査を要する変更承認申請

ア 課程変更計画書又は入所定員変更計画書の提出

令第13条第1項及び第20条において準用する第13条第1項の規定に基づく、課程の変更又は入所定員の増加(学級数の増加を伴う場合に限る。)による学則変更について県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の1月末日までに、課程変更計画書又は入所定員変更計画書を県知事に提出すること。

なお、統合カリキュラムによる看護師養成所の学則(修業年限、教育課程及び入所定員)の変更を行う場合に限っては、保健師(又は助産師)養成所の設置計画書と合わせて学則(修業年限、教育課程及び入所定員)変更計画書を提出すること。

イ 学則変更承認申請書の提出

審査により変更計画が承認され、当該変更について県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の7月末日までに「学則変更承認申請書」、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」又は「実習施設変更承認申請書」を県知事に提出すること。

(2) 養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

ア 学則変更承認申請書

令第13条第1項及び第20条において準用する第13条第1項の規定により学則変更(課程の廃止、教育課程の変更、修業年限の変更又は学級数の増加を伴わない入所定員の変更)について県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年度の前年度の12月末日までに、「学則変更承認申請書」を県知事に提出すること。

なお、修業年限の変更は、全日制から定時制又は定時制から全日制への変更を含む。

イ 校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書

令第13条第1項及び第20条において準用する第13条第1項の規定により校舎の各室の用途及び面積の変更について県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変

更を行おうとする年度の前年度の12月末日までに、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」を県知事に提出すること。

ウ 実習施設の変更承認申請書

(ア) 令第13条第1項及び第20条において準用する第13条第1項の規定により実習施設の変更について県知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年度の前年度の12月末日までに、「実習施設変更承認申請書」を県知事に提出すること。

(イ) 実習施設の変更又は追加の場合に加え、基礎看護学、成人看護学、小児看護学又は母性看護学の実習施設以外の施設で基礎看護学、成人看護学、小児看護学又は母性看護学実習を行おうとする場合は実習施設の変更承認申請が必要であること。ただし、2年課程（通信制）以外の養成所が1単位未満の実習を行う施設を変更、追加又はこれを実習施設として使用しなくなった場合は、変更承認申請の提出を不要とする。

なお、訪問看護ステーション等の看護体制等の変更を伴わない移転等は、変更内容を報告し、申請の有無を確認すること。

(ウ) 変更承認申請の提出を不要とする場合においても、変更承認申請を行った施設と同様に令第14条第1項及び第20条において準用する第14条第1項に基づき毎年度報告を行うこと。

エ 変更承認申請書の様式及び添付資料については別表によること。

4 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができる。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができる。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

5 新たな実習施設に関する事項

実習施設が初めて保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設となるときは、患者及び利用者の数や指導体制、実習環境等について、青森県による調査が行われる場合がある。

6 指定の取消し等に関する事項

(1) 養成所において募集を中止しようとするときは、当該養成所の設置者（県立においては養成所長）は、最後の募集に係る入学者の入所年の前年の12月末日までに、その旨を県知事に申し出ること。

(2) 令第16条第1項及び第20条において準用する第16条第1項の規定により指定の取消しを受けようとするときは、当該養成所の設置者は、取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、指定取消申請書を県知事に提出すること。

ただし、養成所の設置者を変更するため指定の取消しを受けようとする場合は、2(3)の指定申請書と同時に指定取消申請書を提出すること。

(3) 養成所の取消しを受けた場合には、各設置者において学則、学籍簿等を保管すること。

7 変更の届出及び報告に関する事項

(1) 令第13条第2項及び第20条において準用する第13条第2項の規定する変更の届出は、様式第1-9を用いて必要な書類を添えて県知事に提出すること。

(2) 令第14条第1項の規定する報告は看護師等養成所の報告管理システムを用い、令第20条において準用する第14条第1項の規定する報告は、別に提示する様式を用いること。

8 変更承認申請等の提出すべき書類に関する事項

(1) 提出すべき書類は、申請書類（各別表に◆付記）、添付書類と参考書類とする。

(2) 各様式の記載は、記載要領による。

(3) 2-(3)及び3-(1)に係る申請について、審査の過程で変更が必要となった場合は、その内容を修正した申請書の正本一通を、申請書提出の翌年の3月末日までに県知事に提出すること。

(附則)

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。